

## IV 洪水時の避難確保計画

### 1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項へ基づくものであり、本施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的とする。

### 2 計画の報告

計画の作成は、必要に応じて見直し・修正したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく該当計画を南相馬市長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務または利用するすべての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約 100 名	昼間 約 名	休日 約 80 名	休日 約 名
夜間 約 80 名	夜間 約 3 名		